

社員への約束

ワーク・ライフ・バランスの実現

イトーヨーカドーは、育児や介護をしながらも、意欲のある従業員が安心して仕事を続けられる職場づくりに積極的に取り組んでいます。また、従業員の仕事と私生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現は、優秀な人材の確保や従業員の創造性・視点の多様化にもつながり、企業の発展にも結び付くものと考え、取り組みを強化しています。

育児・介護支援制度の充実

育児・介護支援制度「リ・チャレンジプラン」

従業員が育児・介護をしながらでも安心して仕事を続けられるよう、1991年に従業員の育児・介護を支援する「リ・チャレンジプラン」を制定しました。この制度は、男性・女性の区別なく入社1年以上の従業員を対象としており、制度内容は、常に社会情勢や従業員からの要望を踏まえて見直しを行っています。

2015年度の制度利用者は、育児では327人（うちパートタイマー137人）、介護では11人（うちパートタイマー11人）となっています。また、休職中の従業員へは、毎月1回、社内報とともに所属していた職場の近況などを知らせる手紙「リチャレンジメール」を送付するなど、円滑な職場復帰のための支援も行っています。

そのほか、男性の育児参加を促進するために有給の「育児休暇（小学校就学前の子女を有する社員でパートタイマー含む、年間5日）」を導入、有給の看護休暇や介護休暇などの制度も整えています。こうした取り組みが評価され、2007年と2011年に

「子育てサポート企業」として「くるみん」が認定され、2015年5月には全国でも高い水準の取り組み企業として「プラチナくるみん」が厚生労働大臣から認定されました。



「プラチナくるみん」マーク

休職プラン (育児・介護)	本人の申請により、育児のために子どもが1歳に達する直後の4月15日まで（やむをえない場合は1年間延長可）、または、家族の介護のために最長1年間休職できます。 ※父母がともに育児休業を取得する場合、取得期間は1歳2ヶ月に達する直後の4月15日まで可能。
短時間勤務プラン (育児・介護)	本人の申請により、育児のために子どもが中学生になる年の4月15日まで、勤務時間を最大2時間短縮できます。介護のためには、2～3年間勤務時間を最大2時間短縮できます。 ※休職プランと併用できます。
午後7時以前の勤務終了プラン (育児)	本人の申請により、育児のために子どもが中学生になる年の4月15日まで、店舗の閉店時間にかかわらず午後7時以前に終了するシフトで勤務できます。
再雇用プラン (育児・介護)	本人の申請により、育児・介護を理由に一度退職した後に、優先的に再雇用を受けることができます。